

横浜市行政不服審査会答申
(第138号)

令和6年2月13日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「督促処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、泉区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った同人が横浜市泉区内にその他1名と共有している土地及び建物（以下「本件物件」という。）に係る令和5年5月30日付け令和5年度固定資産税・都市計画税第1期分の督促処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が、本件物件に係る令和5年度固定資産税・都市計画税の賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）等につき行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求をしており、当該審査請求の裁決がされていないことを理由として、本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、行審法に基づき、横浜市長に対して、本件賦課処分及び本件物件に係る令和4年度固定資産税・都市計画税の賦課処分について審査請求を行っている。本件処分は本件賦課処分を前提とするものであり、本件物件に係る令和4年度固定資産税・都市計画税の賦課処分も本件処分に関連する処分であるから、これらの審査請求の裁決が出るまでは本件処分の内容が未確定である可能性を考慮し、本件処分の取消しを求める。

4 処分庁の主張の要旨

本件賦課処分は適法に行われ、納期限である令和5年5月1日までに本件物件に係る令和5年度固定資産税・都市計画税第1期分の納付がなかったため本件処分が行われており、本件処分は適法である。行審法に基づき本件賦課処分に対する審査請求がされていることは、本件処分を制限する理由にはならない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法等の定め

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 371 条第 1 項は、「納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。」と規定し、同条第 2 項は、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」と規定する。

イ 法第 702 条の 8 第 1 項前段は、「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。」と規定する。

ウ 横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 15 条は、「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発ししなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする。」と規定する。

(2) 本件処分の適法性

ア 本件において、本件賦課処分の納期限たる令和 5 年 5 月 1 日までに審査請求人が本件物件に係る令和 5 年度固定資産税・都市計画税第 1 期分を納付しなかったことに争いはなく、処分庁が、法第 371 条及びこれを受けた条例第 15 条並びに法第 702 条の 8 第 1 項の規定に基づき本件処分を行ったことは適法である。

イ 審査請求人は、本件賦課処分等に係る行審法に基づく審査請求をしていることから、当該審査請求の裁決がされるまでは本件処分をすることができないと主張する。

しかし、行審法第 25 条第 1 項は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定しており、賦課決定処分により具体的に発生した義務について、督促処分を実施することは妨げられない。

よって、本件賦課処分に係る審査請求をしていることは、当該審査請求に係る裁決がされるまで本件処分をしてはならないとする理由にはならない。

また、本件審査請求に現れた全事情を総合しても本件処分を違法又は不当として取り消すべき特段の事情は見当たらない。

(3) 結語

以上から、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

| 年 月 日 | 審 理 手 続 の 経 過 |
|------------|-----------------------|
| 令和5年6月19日 | ・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼 |
| 令和5年7月6日 | ・ 弁明書等の受理 |
| 令和5年7月10日 | ・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼 |
| 令和5年10月24日 | ・ 反論書等の提出再依頼 |
| 令和5年12月15日 | ・ 審理手続の終結 |
| 令和5年12月20日 | ・ 審理員意見書の提出 |

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

| 年 月 日 | 調 査 審 議 の 経 過 |
|-----------|----------------------------------|
| 令和6年1月9日 | ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議 |
| 令和6年2月13日 | ・ 調査審議 |